

# 名家連ニュース

平成 22 年 12 月 20 日 (月)  
発行：名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀場 洋二  
TEL (052) 411-2890 FAX (052) 411-7283  
NO. 118 号



## 格差是正の家族の願い — 基本法抜本改正(案)に反映 —

12月17日の「第29回障がい者制度改革推進会議」で障害者制度改革の推進のための第二次意見(案)が示されました。この中で9月12日、ADF主催の地域フォーラム(推進会議室長東氏、JDF代表小川氏を招き西区役所で開催)において名家連から提出した「基本法抜本改正に対する意見書」(基本法第4条への「障害間格差を是正する責務」の追加)が下記のように反映されています。名家連意見書は東室長の要請で愛家連から川崎理事長に届けられ推進会議の場に提出されていました。

○ 基本法抜本改正法案の条文に明記されるかどうかは予断を許しませんが、第2次意見書(案)が愛知県及び全国の地方自治体に対する「医療費など制度間格差の是正要求活動」に大きな励みとなることは確かです。

## 障害者制度改革の推進のための第二次意見(案)より抜粋

7) 国及び地方公共団体の責務  
(推進会議の認識)



### 【障害者の権利を保障する責務】

国及び地方公共団体は、あらゆる人権の享有主体であるすべての障害者が地域社会で自立した生活を営むことができるよう、その権利を保障する責務を有すると同時に、身体障害や知的障害が対象となる障害者雇用義務や地方自治体の医療費助成制度などが精神障害には適用されないなど障害の種別・程度により福祉・医療施策に制度的格差がある現状を改める責務を有している。障害者基本法の改正に当たり、この点を明らかにするべきである。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 国及び地方公共団体は、障害者権利条約における「地域社会で生活する平等の権利」を踏まえ、地域生活と社会参加に必要な支援の措置を講ずるとともに、障害に基づく差別めいを防止する責務を有すること。
- 国及び地方公共団体は、障害の種別や程度に基づく不合理な制度的な格差をなくす責務を有すること。
- 障害者を福祉施策の客体としてのみとらえているという印象を与える表現は用いないこと。



(\*) 「障害の種別・程度による格差」  
障害者に対する各種生活支援は、障害種別・程度を判断基準とした医学モデル的な観点からではなく、生活の実態に基づくニーズを基礎とする社会モデル的な観点から、その必要性が判断されるべきであるところ、障害の種別や程度のみで、その必要性が判断され、その結果、不合理な格差が制度的に発生している場合を以下、「障害の種別・程度による格差」と表現する。